

環境定点測定結果（令和7年度 夏季）

1. 結論及び考察

測定結果を東京都が設置している大気汚染常時監視測定局（多摩市愛宕測定局：多摩市愛宕1-65-1）と比較したところ数値は同程度でした。また、全ての測定項目で、法令等の基準となる値を下回っていました。以上のことから、周辺の公園等へ著しい環境影響を及ぼしていないものと考えられます。

なお、上落川公園の測定結果と落川林間公園（落川交流センター）の測定結果を比較すると概ね同程度でした。

測定結果詳細は下表のとおりです。

2. 測定結果一覧表

測定地点 可燃ごみ処理施設	測定日 令和7年7月8日（火） 大気質・悪臭・土壌 令和7年7月9日（水）～10日（木） 騒音（低周波音）										環境基準・指針値等
	停止時	運転時	停止時	運転時	停止時	運転時	停止時	運転時	停止時	運転時	
測定項目		0.001 （1時間値の最高値）		0.001 （1時間値の最高値）		0.001 （1時間値の最高値）		0.001 （1時間値の最高値）		0.001 （1時間値の最高値）	0.1以下 （1時間値） （※2）
二酸化硫黄（ppm）		<0.001 （日平均値）		<0.001 （日平均値）		0.001 （日平均値）		<0.001 （日平均値）		<0.001 （日平均値） （※1）	0.04以下 （日平均値） （※2）
浮遊粒子状物質（mg/㎡）		0.081 （1時間値の最高値）		0.093 （1時間値の最高値）		0.081 （1時間値の最高値）		0.093 （1時間値の最高値）		0.080 （1時間値の最高値）	0.20以下 （1時間値） （※2）
		0.060 （日平均値）		0.061 （日平均値）		0.058 （日平均値）		0.060 （日平均値）		0.060 （日平均値）	0.10以下 （日平均値） （※2）
二酸化窒素（ppm）		0.004		0.003		0.003		0.004		0.004	0.04～0.06のブレン内又はそれぞれ以下 （日平均値）
ダイオキシン類（大気質）（pg-TEQ/㎡）		0.0072		0.0051		0.0044		0.0049			0.6以下（年平均値）
塩化水素（ppm）		<0.002（※1）		<0.002（※1）		<0.002（※1）		<0.002（※1）			0.02以下
水銀（μg/㎡）		0.0016		0.0017		0.0021		0.0011			0.04以下（年平均値）
悪臭（臭気指数）		10未満		10未満		10未満		10未満			10
悪臭（定性分析）		（※3）		（※3）		（※3）		（※3）			
ダイオキシン類（土壌）（pg-TEQ/g）（※4）		0.048									1,000以下
低周波音（dB）（一般環境中に存在する低周波音レベル）（※5）		72		68		75		69			90以下
低周波音（dB）（ISO7196に規定されたG特性低周波音圧レベル）（※5）		74		69		77		73			100以下

（※1）「<」は定量下限値未満を示します。
（※2）二酸化硫黄、浮遊粒子状物質は1時間値の1日平均値、1時間値の両方を満たすことが条件です。
（※3）特に臭気に影響を及ぼすような濃度で検出された物質はありませんでした。
（※4）土壌は排ガスによる急激な変化が現われないため、各地点で年1回（夏季又は冬季の運転時のみ）測定し、経年変化や傾向を確認します。
（※5）低周波音の測定結果は、24時間測定を行いました。結果については、1時間ごとの平均値を出し、その中で最も大きい値が出た時間帯の数値を記載しています。

※ 本結果を確認するにあたり、下記事項にご留意ください。

- ① 夏季は新井公園・新井わかたけ公園・落川林間公園・上落川公園の4地点から代表した1地点で年1回の測定をしており新井公園にて測定しました。冬季は他の3地点で測定予定です。
- ② 測定地点と周辺地域の大気質の様子を比較するための参考として、大気汚染常時監視測定局（多摩市愛宕測定局）のデータを掲載しています。
- ③ 掲載している基準値は各測定項目におけるそれぞれの法令等で定められたもので、煙突の排ガス基準とは異なるものです。

なお、当該基準は測定地点における各測定項目に適用されるものです。

測定項目	基準、指針の名称	基準、指針の根拠法令等
二酸化硫黄	環境基準（※6）	環境基本法
浮遊粒子状物質		
二酸化窒素		
ダイオキシン類（大気質）		
塩化水素	目標環境濃度（※7）	環境庁大気保全局長通達（昭和52年6月16日 環大規136号）
水銀	指針値（※8）	環境省管理局长通知（平成15年9月30日 環管総発第030930004号）
悪臭（臭気指数）	悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準	日野市告示第74号
ダイオキシン類（土壌）	環境基準（※6）	環境基本法
騒音（低周波音）	一般環境中に存在する低周波音レベル	低周波音気振動調査報告書（昭和59年12月 環境庁大気保全局）
	ISO7196に規定されたG特性低周波音圧レベル	ISO7196

（※6）人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準
（※7）目標環境濃度は、日本産業衛生学会「許容濃度に関する委員会勧告」に示された労働環境濃度（上限値5ppm）を参考として、0.02ppmとし、平均的な排出口高さを有する施設からの塩化水素の排出が、拡散条件の悪い場合であってもこれを満足するよう設定された排出基準値
（※8）環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待される。）

用語の説明	
用語	説明
ppm	パー・パート・ミリオンの略で、「100万分の1」という意味。「％」と同様、割合を示す単位（1ppm＝0.0001％） 1ppmを身近なものに当てはめると、次のようになる。 長さ：1kmの行程のうちの1mm 容量：一般の家庭用風呂（約200リットル）5杯分の水の中の1mlの水
mg/㎡	1㎡中に含まれる物質重量をmg（ミリグラム）で表したものの。1mgは、1千分の1グラム。
μg/㎡	1㎡中に含まれる物質重量をμg（マイクログラム）で表したものの。1μgは、100万分の1グラム。
pg/㎡	1㎡中に含まれる物質重量をpg（ピコグラム）で表したものの。1pgは、1兆分の1グラム。
pg-TEQ/g	1g中に含まれる物質重量をpg（ピコグラム）で表したものの。1pgは、1兆分の1グラム。
TEQ	ダイオキシン類の毒性を換算した濃度のこと。
臭気指数	人間の嗅覚を用いて、においの程度を数値化したもの。臭気指数10の目安として梅の花のにおいとされている。
定性分析	ある試料にどのような成分が含まれているかを調べること。成分分析。
dB	デシベル。音圧レベルまたは音の強さのレベルの単位。

環境定点測定結果（令和7年度 冬季）

1. 結論及び考察

測定の結果、全ての測定項目で、法令等の基準となる値を下回っていました。また、各測定地点における数値は概ね同程度であり、東京都が設置している大気汚染常時監視測定局（多摩市愛宕測定局：多摩市愛宕1-651）と比較しても数値は同程度でした。
今回、運転時に加え停止時も計測した新井わかたけ公園について測定結果は概ね同程度でした。
以上のことから、周辺の公園等へ著しい環境影響を及ぼしていないものと考えられます。
測定結果の詳細については、下記添付資料をご覧ください。

測定結果詳細は下表のとおりです。

2. 測定結果一覧表

測定地点 可燃ごみ処理施設	測定日										環境基準・指針値等
	停止時	運転時	停止時	運転時	停止時	運転時	停止時	運転時	停止時	運転時	
測定項目											
二酸化硫黄（ppm）		0.001 （1時間値の最高値）	0.001 （1時間値の最高値）	0.001 （1時間値の最高値）		0.001 （1時間値の最高値）		0.001 （1時間値の最高値）	0.001 （1時間値の最高値）	0.001 （1時間値の最高値）	0.1以下 （1時間値） （※2）
		0.001 （日平均値）	0.000 （日平均値）	0.001 （日平均値）		0.000 （日平均値）		0.001 （日平均値）	0.000 （日平均値） （※1）	<0.001 （日平均値） （※1）	0.04以下 （日平均値） （※2）
浮遊粒子状物質（mg/m ³ ）		0.015 （1時間値の最高値）	0.012 （1時間値の最高値）	0.014 （1時間値の最高値）		0.015 （1時間値の最高値）		0.015 （1時間値の最高値）	0.012 （1時間値の最高値）	0.011 （1時間値の最高値）	0.20以下 （1時間値） （※2）
		0.008 （日平均値）	0.007 （日平均値）	0.008 （日平均値）		0.009 （日平均値）		0.010 （日平均値）	0.007 （日平均値）	0.007 （日平均値）	0.10以下 （日平均値） （※2）
二酸化窒素（ppm）		0.019	0.014	0.019		0.019		0.019	0.014	0.016	0.04～0.06のゾーン内又はそれ以下 （日平均値）
ダイオキシン類（大気質）（pg-TEQ/m ³ ）		0.0068	0.0069	0.0067		0.073		0.057			0.6以下（年平均値）
塩化水素（ppm）		<0.002（※1）	<0.002（※1）	<0.002（※1）		<0.002（※1）		<0.002（※1）			0.02以下
水銀（μg/m ³ ）		0.0016	0.0019	0.0016		0.0017		0.0014			0.04以下（年平均値）
悪臭（臭気指数）		10未満	10未満	10未満		10未満		10未満			10
悪臭（定性分析）		（※3）	（※3）	（※3）		（※3）		（※3）			
ダイオキシン類（土壌）（pg-TEQ/g）（※4）				3.9		8.5		3.9			1,000以下
低周波音（dB）（一般環境中に存在する低周波音レベル）（※5）	64		61		70		63				90以下
低周波音（dB）（ISO7196に規定されたG特性低周波音圧レベル）（※5）	72		70		75		72				100以下

（※1）「<」は定量下限値未満を示します。
（※2）二酸化硫黄、浮遊粒子状物質は1時間値の1日平均値、1時間値の両方を満たすことが条件です。
（※3）特に臭気に影響を及ぼすような濃度で検出された物質はありませんでした。
（※4）土壌は排ガスによる急激な変化が現われなため、各地点で年1回（夏季又は冬季の運転時のみ）測定し、経年変化や傾向を確認します。
（※5）低周波音の測定結果は、24時間測定を行いました。結果については、1時間ごとの平均値を出し、その中で最も大きい値が出た時間帯の数値を記載しています。

※ 本結果を確認するにあたり、下記事項にご留意ください。

- ① 停止時は、新井公園・新井わかたけ公園・落川林間公園・上落川公園の4地点から代表した1地点で年1回の測定しています。令和7年度は冬季に新井わかたけ公園にて測定します。
- ② 測定地点と周辺地域の大気質の様子を比較するための参考として、大気汚染常時監視測定局（多摩市愛宕測定局）のデータを掲載しています。
- ③ 掲載している基準値は各測定項目におけるそれぞれの法令等で定められたもので、煙突の排ガス基準とは異なるものです。

なお、当該基準は測定地点における各測定項目に適用されるものです。

測定項目	基準、指針の名称	基準、指針の根拠法令等
二酸化硫黄	環境基準（※6）	環境基本法
浮遊粒子状物質		
二酸化窒素		
ダイオキシン類（大気質）		
塩化水素		
水銀	指針値（※8）	環境省管理局長通知（平成15年9月30日 環管総発第030930004号）
悪臭（臭気指数）	悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準	日野市告示第74号
ダイオキシン類（土壌）	環境基準（※6）	環境基本法
騒音（低周波音）	一般環境中に存在する低周波音レベル	低周波音空気振動調査報告書（昭和59年12月 環境庁大気保全局）
	ISO7196に規定されたG特性低周波音圧レベル	ISO7196

（※6）人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準
（※7）目標環境濃度は、日本産業衛生学会「許容濃度に関する委員会勧告」に示された労働環境濃度（上限値5ppm）を参考として、0.02ppmとし、平均的な排出口高さを有する施設からの塩化水素の排出が、拡散条件の悪い場合であってもこれを満足するよう設定された排出基準値
（※8）環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待される。）

用語の説明

用語	説明
ppm	パー・パー・ミリオンの略で、「100万分の1」という意味。「%」と同様、割合を示す単位（1ppm=0.0001%） 1ppmを身近なものに当てはめると、次のようになる。 長さ：1kmの行程のうちの1mm 容量：一般の家庭用風呂（約200リットル）5杯分の水の中の1mlの水
mg/m ³	1m中に含まれる物質重量をmg（ミリグラム）で表したものの。1mgは、1千分の1グラム。
μg/m ³	1m中に含まれる物質重量をμg（マイクログラム）で表したものの。1μgは、100万分の1グラム。
pg/m ³	1m中に含まれる物質重量をpg（ピコグラム）で表したものの。1pgは、1兆分の1グラム。
pg-TEQ/g	1g中に含まれる物質重量をpg（ピコグラム）で表したものの。1pgは、1兆分の1グラム。
TEQ	ダイオキシン類の毒性を換算した濃度のこと。
臭気指数	人間の嗅覚を用いて、においの程度を数値化したもの。臭気指数10の目安として梅の花のにおいとされている。
定性分析	ある飲料にどのような成分が含まれているかを調べること。成分分析。
dB	デシベル。音圧レベルまたは音の強さのレベルの単位。